

國民所得における農業所得の地位

馬場啓之助

一

國民經濟における農業の地位を適確に知るためには農業所得の調査が肝要である。國民經濟の規模と構成とは國民所得の形成と循環の過程のうちに明確にあらわれることは周知の通りである。

この國民所得中における農業所得の比重を測定することによつて、吾々は國民經濟における農業の地位と役割とを知ることができらるであらう。農業生産に伴う所得の形成を明かにすることによつて、國民經濟の生産力に對する農業の寄與の程度を知ることができ、農業所得の循環過程を分析することによつて、國民經濟の再生産過程において農業の果たしている役割をつかむことができるからである。かゝる意味において農業所得の調査は極めて重要である。

農業所得の調査がその重要性を認識されるようになったのは、一九二九年の世界恐慌以後のことである。そして農業所得が他部門の所得に較べて極めて低いことが、一般の注目をひくようになった。「所得の不均衡」(Income disparity)とか「農業の過少所

得」(Underpayment of agriculture)の問題がこれである。恐慌の進行によつて最も傷手をうけた農業の甦生を圖ることが、經濟政策上の重大な課題となつていたために、農業所得調査の重點がこゝにおかれたことは當然の成行であつた。農業有業人口一人當の所得を他部門のそれと比較してみると顯著な不均衡が存していることが、アメリカ、ドイツ等各國の調査の結果明かとなつた。この不均衡を是正することが農政上の緊要な問題となつて、財政負擔による應急策が講ぜられた。

しかし農業所得調査の課題はこのような所得不均衡の指摘のみに限られてはならない。農業所得の循環過程の分析が忘れられてはならないのである。農業所得はそのまゝ農家所得となるのではない。農業所得の一部(時として大部分)は公租公課、負債利子、小作料、雇用労働賃金等の形をとつて農家經營の外部に流出してゆくし、またその半面、公租公課は政府補助金となつて還流してくるほか、農家は農業外の兼副業より所得をあげて、その農業所得が補足される。更に農業外の蓄積資金が農業投資となつて流入してくることもあるし、その半面、農業蓄積資金が農業外に

流出してゆくこともある。かゝる錯綜した資金の循環過程を明かにしないと、農業の再生産構造を捉えることができない。かりに農業所得が相當の程度にあげられていても、農業外に流出する部分が多ければ、農業の再生産の維持は困難になるであらう。したがって農業所得の相對的な大いさをつかむ、いわばその靜態的分析のみではなく、その循環過程の動態的分析が企てられねばならない。しかしこの後の部分の仕事については、いまだ見るべき成果が殆んど擧げられていない。

國民所得の調査研究が國民經濟の構造と機能を明かにするために極めて重要であることが充分認識されているに拘らず、その成果においては、いまだ満足すべき状態に達していない。それは所得の測定が困難なためであるが、この困難さの有力な原因は個々の生産物や用役を所得として評價し、加算するのが困難であるためにある。いいかえると、生産物や用役が複雑な條件のもとになりたつてゐるので、これらを同列に同一の市場に投影させて評價することが困難であるためである。國民經濟と呼びうる體制が成立している以上、ある程度まで國內全體を蔽うような統一市場があり、統一的な價格水準があるはずであるが、それはあくまでも「ある程度」のことであつて、個々の所得の形成過程を一義的に通約しようような評價基準はなか／＼見出しにくいのである。そしてかゝる意味の困難さは生産物や用役が「商品化」を本來的な目的とする程度が減するほど、これと反比例して、逆に増大してゆくであらう。したがって農業部門のように、直接「商品化」

を目的としない自家消費費用の生産が相當に行われている場合には、その所得の算定は他部門に比較して一層困難である。所得の正確な測定は殆んど不可能である。國民所得算定の困難さの一半の理由は、その農業所得測定の困難さにあるといつても過言ではない。

所得の大いさの測定が既に困難である。その循環過程の正確な把握にいたつてはいよ／＼もつて困難であるといつていい。農業所得の循環過程が明かにされないこと、所得の靜態的な大いさだけからは、農業經濟が順調であるかないかを知ることにはできないことは前にのべた通りである。農業所得の調査は、その困難に打克つて深められることが望ましい。

わが國の農業所得の調査は、いまだ信頼するに足るほどのよい成果があげられていない。しかしわが國に於ても、昭和初期の恐慌以來、國民所得の調査研究が盛んとなつてきた。そしてその調査が生産統計を基として行われるようになつたために、農業所得と他部門の所得との比重を測定する手掛りがあたえられることになつた。その結果を集計してみれば、第一表（國民所得の構成）、第一圖（國民所得の趨勢）および第二圖（國民所得の構成）がえられる。これらの集計表は、その前半（自一九三〇年至三三八年）は日本經濟連盟の推計（The Japan Economic Federation, Research Div.: An Inquiry into Natl. Income of Japan, Tokyo, Oct. 1939）によつており、後半（自三三九年至四三年）は大藏省理財局の推計に基いてゐるため、その算定方法が

第一表 國民所得の構成(日本)

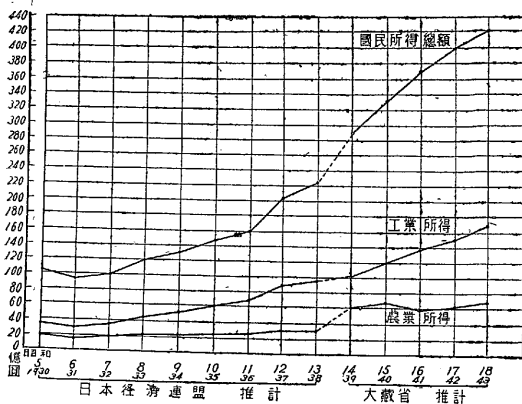
國民所得に於ける農業所得の地位

		農 林 業	水 産 業	鉱 業	工 業	商 業 その他	總 額
昭和 5 年	實數	1,883,000	190,000	250,000	3,483,000	4,894,000	10,636,000
1930 年	比率	17.71	1.78	2.35	32.75	45.14	100.00
6 年	實數	1,592,000	165,000	196,000	3,031,000	4,196,000	9,186,000
1931 年	比率	17.33	1.80	2.13	33.00	45.74	100.00
7 年	實數	1,868,000	166,000	240,000	3,453,000	4,182,000	9,959,000
1932 年	比率	18.76	1.67	2.41	34.67	42.49	100.00
8 年	實數	2,333,000	191,000	287,000	4,412,000	4,798,000	12,064,000
1933 年	比率	19.34	1.58	2.38	36.57	40.13	100.00
9 年	實數	2,111,000	209,000	351,000	5,298,000	5,000,000	13,045,000
1934 年	比率	16.18	1.60	2.69	40.61	38.92	100.00
10 年	實數	2,461,000	215,000	409,000	6,020,000	5,666,000	14,865,000
1935 年	比率	16.56	1.45	2.75	40.50	38.74	100.00
11 年	實數	2,655,000	210,000	477,000	6,830,000	6,028,000	16,320,000
1936 年	比率	16.27	1.29	2.93	41.85	37.65	100.00
12 年	實數	3,030,000	224,000	625,000	8,976,000	7,467,000	20,476,000
1937 年	比率	14.80	1.09	3.05	43.84	37.22	100.00
13 年	實數	3,108,000	237,000	688,000	9,468,000	9,018,000	22,518,000
1938 年	比率	13.80	1.05	3.06	42.04	40.05	100.00
14 年	實數	6,084,000	619,000	885,000	10,273,000	11,365,000	29,225,000
1939 年	比率	20.82	2.12	3.03	35.15	38.88	100.00
15 年	實數	6,423,000	732,000	1,161,000	11,940,000	13,127,000	33,384,000
1940 年	比率	19.23	2.19	3.48	35.77	39.33	100.00
16 年	實數	5,963,000	574,000	1,281,000	13,809,000	15,638,000	37,266,000
1941 年	比率	16.00	1.54	3.44	37.06	41.96	100.00
17 年	實數	6,209,000	857,000	1,397,000	15,225,000	17,261,000	40,948,000
1942 年	比率	15.16	2.09	3.41	37.18	42.16	100.00
18 年	實數	6,726,000	685,000	1,514,000	16,868,000	16,514,000	42,307,000
1943 年	比率	15.90	1.62	3.58	39.87	39.03	100.00

(單位) 實數は1,000圓 比率は%

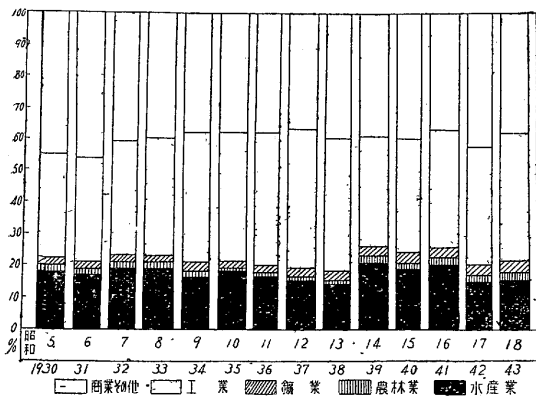
(資料) 自昭和5年至昭和13年迄は日本經濟連盟推計、自昭和14年至昭和18年は大藏省推計による。

第一圖 國民所得の趨勢 (日本)



國民所得に於ける農業所得の地位

第二圖 國民所得の構成 (日本)



第二表 有業人口一人當所得額の比較（日本）

		農 林 業	水 産 業	工 業	交 通 業	商 業	そ の 他	非農業通計	有 業 人 口 計
一（昭和 三〇年）	人 口（人）	14,131,025	568,436	6,191,467	945,116	4,905,655	2,877,941	15,488,615	29,619,640
	所 得（千圓）	1,883,195	189,548	3,732,545	841,316	2,706,079	1,346,702	8,752,590	10,635,785
	一人當所得（圓）	133	333	603	890	552	468	565	359
	指 數	23.5						100.0	
一（昭和 四十五年）	人 口（人）	13,841,576	542,958	8,730,069	1,364,396	4,881,538	3,121,979	18,640,940	32,482,516
	所 得（千圓）	6,422,945	732,365	13,101,297	2,777,304	6,068,000	4,282,520	26,961,486	33,384,431
	一人當所得（圓）	464	1,349	1,501	2,036	1,243	1,372	1,446	1,028
	指 數	32.1						100.0	
一（昭和 四十六年）	人 口（人）	14,000,000	450,000	8,000,000	1,600,000	2,000,000	2,310,000	13,360,000	27,360,000
	所 得（千圓）	94,935,000	6,388,000	48,717,000	14,054,000	50,328,000	53,965,000	173,452,000	268,387,000
	一人當所得（圓）	6,781	14,196	6,959	8,784	25,164	23,361	12,983	9,809
	指 數	52.2						100.0	

（註） 所得額は1930年は日本經濟連盟、40年は大蔵省理財局、46年はダイヤモンド社の推計による。

前後不同であつて、これによつて正確な趨勢をつかみ難い憾みがある。けれども大體の傾向はこれによつて知ることができである。農業の所得額が國民所得總額中に占める比重は三八年度の一三・八%を最低とし三九年度の二〇・八%を最高としている。略々一七、八%を境として小高下を示している。工業が最高四三・八%、最低三二・七%を示しているのに較べると一般に極めて低い。これを有業人口一人當所得額についてみるに、農林業とその他部門との不均衡が一層明かになる。すなわち第二表(「有業人口一人當所得額の比較」のごとくである。同表によれば、農林業有業人口一人當所得額はその他部門平均額に對して、三〇年には僅かに二三・五%を占むるにすぎなかつた。それが四〇年には三二・一%となつてやゝ上昇している。もつとも前者は日本經濟連盟の推計であり、後者は大藏省理財局の推計であり、いずれかといふと後者の方が農林業所得額を大きくみている傾向があるので、この比較から農林業の所得の比重が大幅に(八六%方も)上昇したと推論することは危険である。この點注意せねはならないが、とにかく多少恢復していることだけは否定できない。終戦後の四六年は、農林業の相對的地位が最も高かつた年度であるが、この年においても、農林業有業者一人當所得額は六、七八一圓で、商業の二五、一六四圓、鑛工業の六、九五九圓に較べて、最も低く、他部門平均に對して五二・二%を示めすにすぎない。この推計はダイヤモンド社の推計によつたものであるが、價格體系が公定とヤミとに分裂している際でもあり、その推計がどの程度正確であ

るか疑問を挟む餘地は充分あるし、またかりに推計が正確であるとしても、その所得が公定とヤミの何れにより多く消費されるかにしたがつて各部門の購買力の間には大きな開きが生ずるので單純に所得額を比較しただけでは、その所得の實質的な大いさは明かにされないであらう。

このように、統計を讀み取る際に色々と修正をほどこして見る必要があるにしても、農林業の所得が著しく低いことだけは否定しえない。「所得の不均衡」が存していることは明かである。右の統計は農業に林業を含ましているが、たとえ林業を除いてみても、この傾向には變化はないであらう。

農業がこのような過少な所得をもつていかにしてその再生産を維持しているかを明かにするために、その所得の循環過程を分析することは、重要な問題であり、また興味ある仕事でもあるが、わが國においてはこの方面の研究はいまだ殆んどなされてない。僅かに農林省の「農家經濟調査」がこの研究に對する基礎資料を提供しているにすぎない。この調査資料を基として、所得の循環過程を分析する仕事は、後の機會に譲つて、農業所得の調査に關する外國の資料を三、三紹介してみよう。

二

農業所得、とくに他部門との「所得の不均衡」の問題について、最もすぐれた調査研究を實施してきた國はアメリカである。「所得の不均衡」の問題が注目をひくようになったのは農産物と

第三表 アメリカにおける農家販賣物資および購入物資の價格

國民所得に於ける農業所得の地位

年次	農産物價格 (A) (1909年8月-19 14年7月=100)	農家購入物資の價格			販賣價格對購 入價格の比率 (A/B)
		生必物資	生産資材	通計(B)	
		1910-14年=100			
1910	102	98	98	98	104
1911	95	100	103	101	94
1912	100	101	98	100	100
1913	101	100	102	101	100
1914	101	102	99	100	101
1915	98	107	104	105	93
1916	118	124	124	124	95
1917	175	147	151	149	117
1918	202	177	174	176	115
1919	213	210	192	202	105
1920	211	222	174	201	105
1921	125	161	141	152	82
1922	132	156	139	149	89
1923	142	160	141	152	93
1924	143	159	143	152	94
1925	156	164	147	157	99
1926	145	162	146	155	94
1927	139	159	145	153	91
1928	149	160	148	155	96
1929	146	158	147	153	95
1930	126	148	140	145	87
1931	87	126	122	124	70
1932	65	108	107	107	61
1933	70	109	108	109	64
1934	90	122	125	123	73
1935	108	124	126	125	86
1936	114	122	126	124	92
1937	121	128	135	130	93
1938	95	122	124	122	78
1939	93	120	122	121	77

(資料) Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology,
year XXXII, no.1, p. 9

その他の商品との「價格の不均衡」が目立つようになったためである。

第一次世界大戰後、一九二〇年に勃發した恐慌は農産物の價格を著しく下落させ、農産物と諸他の商品との間に「價格の不均衡」を發生させることとなつた。すなわち第三表(アメリカにおける農家販賣物資および購入物資の價格)が示めすように、農家販賣物價對購入物價比率は二一年度には前年度の一〇五より一學に八二に轉落した。こゝに價格の均衡の恢復が、農政上の緊急の課題として注目されるようになった。その後この比率はやゝ恢復し、二九年の恐慌までは九五を中心として小高下をつづけた。しかるに二九年の恐慌を契機として、三〇年には前年度の九五より八七に落ち、しかも落勢はとゞまらず三一年七〇、三二年六一と慘落した。三三年銀行恐慌の進行とともに登場したフランクリン・ローズベルトは、恐慌對策としてニュー・ディール政策を採用することとなり、その政策の一翼として「農業調整法」(Agricultural Adjustment and Relief Act, or A. A. A.)が制定公布されたことは周知の通りである。

同法は當時の恐慌を分析して次のように述べている。

『現在の切迫した經濟的緊急事態發生の一半の理由は農産物とその他商品との間の顯著なしかもいよ／＼深化しつつある價格の不均衡のうちにある。この不均衡のために農家の工業製品に對する購買力は著しく低下し、商品の平常の流通をかき亂し、國民經濟の信用機構の有力な支柱となつていた農業資産を

甚だしく減少せしめた。』

かゝる現状分析の上にたつて、農業危機の克服策の主要なる目標を次のように「價格の均衡」(price parity)の恢復においた。

同法は、

『農産物の價格を農産物が基準年度におけると同等な購買力を農家購入物資に對して持ちうる水準にまで恢復するために、農産物の生産と消費との均衡ならびに農産物の正常な流通を實現し、かつこれを維持すること』

をもつて、議會の政策とした。そして基準年度としてはタバコ以外の農産物については一九〇九年八月より一四年七月までの期間がとられ、タバコについては一九年八月より二九年七月までの時期がとられた。もつとも農業調整法立法の趣旨からいえば、その目標は農業所得の均衡を恢復維持するにあつたにちがいないが、この目的を達するための有効適切な方策として價格の均衡の恢復維持を圖つたものといふことができる。したがつて價格の均衡は手段であつて、所得の均衡が目的であつた。同法に對する批判もこの點をめぐつて展開された。

價格の均衡が所得の均衡を實現するための最も有力な條件であることは疑う餘地はない。しかしこれが「必要にして充分なる條件」であるかないかについては疑問がある。従つて價格の均衡が農産物の著しい不作のために恢復された場合には、價格値上りにも拘らず所得は低下してゆくであらう。またかりに農産物の生産減を伴うことなく價格が恢復し、總所得が増加したとしても、

農業雇用人口が著しく増大しているならば、一人當所得額についてみれば、不均衡は解消しえないであらう。農業調整法實施以來農家販賣物價對購入物價比率は三二年の六一を最低とし、三三年六四、三四年七三、三五年八六、三六年九二、三七年九三と順調に恢復していつたが、この好轉のデムボをそのまゝ所得上昇のそれと考えることはできない。この値上りが同法による生産制限と同期における不作とを有力な原因としているからである。

三六年農業調整法（の主たる條項）が大審院によつて違憲判決をうけてのち同法に代つて「土壤保存法」(Soil Conservation and Domestic Allotment Act of February 29, 1936)が制定されるに及んで、政策の重點は價格の均衡より所得の均衡に移行した。農業調整法に加えられた批判と反省が新しい法律のうちに取入れられたわけである。(cf. Montgomery, J. K.: Efforts to stabilize agriculture in the United States. In: International Institute of Agriculture: Monthly Bulletin of Agr. Econ & Sociology. Rome Feb. 1938, year XXIX no. 2) 土壤保存法はその目標として五つの事項をあげているが、その第五項として農業所得の均衡の恢復をあげて、次のように規定している。

「農家一人當純所得の購買力と非農家一人當純所得のそれとの間に : 一九〇九年八月より一九一四年七月にいたる五ヶ年間に存していたごとき比率を...恢復し、かつこれを維持すること」

同法は農業所得と他部門所得の均衡を測定するに當つて、純所

國民所得に於ける農業所得の地位

得の購買力の比價について、これを求めようとしている。そのアイデアは前法に較べてたしかに正確でもあり適當でもあるが、たゞ兩者の購買力比價を統計的に確定することはなか／＼困難でいわば「理論倒れ」になるおそれがあつた。そこで三八年の農業調整法 (Agricultural Adjustment Act of February 16, 1938) は、土壤保存法の複雑な定義を廢して「所得に適用される均衡とは、農業一人當の農業純所得 (per-capita net income of individuals on farms from farming operations) と非農業一人當純所得の比價を一九〇九年八月より一九一四年七月にいたる期間における比價と同一ならしむること」と規定している。

このように農業所得の均衡の恢復維持が農政上の目標として明確に浮び上つてくるとともに、政策遂行の科學的基礎を明確にするために「農業所得」とくにその「所得の不均衡」に關する調査研究が盛んに行われるようになった。その主なるものをあげれば次の通りである。

- (1) Bean, L. H.: Increasing the farmer's share of the national income. In: The Agricultural Situation, Washington, Feb. 1, 1935, Vol. 19, No. 2
- (2) U. S. Dept of Agriculture, Agricultural Adjustment Administration: Agriculture's share in the national income, Wash. 1935
- (3) Bean, L. H.: Income parity for agriculture. In: The Agricultural Situation, Wash, Feb. 1 1936, Vol.

20. No. 2
- (4) Stine, O. C.: The National income and what do we know about it? In: Journal of Farm Economics, Vol. XVIII. pp. 4 Wash. 1936
- (5) Stine, O. C.: Income parity for agriculture. In: The Agricultural Situation, Wash, April 1, 1937, Vol. 21, No. 4
- (6) Bean L. H.: Parity income from farm production. In: The Agricultural Situation, Wash., May 1, 1937, Vol. 21, No. 5
- (7) U. S. Dept of Agriculture, Bureau of Agricultural Economics, Agricultural Adjustment Administration & Bureau of Home Economics: Income parity for Agriculture, Wash, D. C. 1939

これらの調査研究の結果をシウ・ホエカーが集約してゐるものでこれにたがつてその展開のあとをたずねよう (Dr. Hugo Boker: Agriculture's share in the national income and the agricultural situation. In: International Institute of Agriculture: Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology, Rome Jan. 1941, year XXXII, No. 1)。

農業所得の調査研究に關して代表的なものはユーンの研究である。かれは農務省農業經濟局 (Bureau of Agricultural Economics, Dept of Agriculture) の機關誌 Agricultural Situa-

tion 三三五年二月發表した論講のなかで、農業經濟の狀態を評價する基準として次の三つの測定方法をあげてゐる。

- (a) 農産物の購買力 (農産物生産制限に對する政府補助金をこれに附加して考えること)
- (b) 農業純所得の購買力 (ただし農業外の兼副業よりえられる所得は除外すること)
- (c) 農業所得の國民所得に對する割合

これら三つの指標によつて農業經濟の相對的地位が測定されるところとみたのであるが、その後の研究によつてこれでは不充分であることが反省されるにいたつた。すなわち三六年の研究においては、(a)および(b)の指標は、基準年度と調査年度の間における國民一般の生活水準の變化を考慮に入れていないために、それだけでは農業經濟の地位の測定を誤まらせるおそれがあるともてゐる。かれの言葉をかりれば、

『自一九二三年至一九二九年の期間において、農業は全體第一次世界大戰以前と同一水準の一人當購買力をもつことができたが、この間農業以外の人口の生活水準は戰前に較べて略々二五%方上昇してゐる。したがつて當時の農業の不況は主として、農業が他産業の進歩と同一歩調をとりえなかつたために生じた相對的現象である。』

またこの指標を測定するに當つても、最初は(三五年の論文では)農業一人當所得と國民一人當平均所得とを比較していたが、三六年の論文では農業と非農業とについて夫々この一人當純所得

第四表 農業所得と非農業所得（アメリカ）

國民所得に於ける農業所得の地位

年 度	(1) 農業 粗 収 入 (百萬弗)	(2) 主 生 産 費 (百萬弗)	生計費に 充當しう る 所 得 (百萬弗)	(3) 非 農 業 所 得 (百萬弗)	人 口 (千人)	
					農 業	非 農 業
1910—14平均	6,760	2,242	4,518	24,959	32,105	62,268
1919	16,935	5,337	11,598	47,368	31,730	72,566
1921	8,927	4,600	4,327	48,463	31,703	75,672
1925	11,968	4,817	7,151	63,978	31,064	82,971
1929	11,941	5,219	6,722	71,609	30,257	90,437
1930	9,454	4,732	4,722	66,830	30,169	92,328
1931	6,968	3,961	3,007	57,048	30,497	93,190
1932	5,337	3,480	1,857	44,877	30,971	93,608
1933	6,128	3,383	2,745	41,617	31,693	93,694
1934	6,681	3,460	3,221	46,422	31,770	94,464
1935	8,010	3,580	4,430	49,359	31,801	95,351
1936	9,050	3,725	5,325	55,877	31,809	96,215
財産利用 収入を含 む場合、						
1933	6,406	3,383	3,023	41,617	31,693	93,694
1934	7,276	3,460	3,816	46,422	31,770	94,464
1935	8,508	3,580	4,928	49,359	31,801	95,351
1936	9,530	3,725	5,805	55,877	31,809	96,215

(註) (1) 販賣、貯藏および自家消費された農産物を生産者價格で評價す。

(2) 物的生産費に不在地主に對する地代、短期資金の利子、租税および負債利子の90%およびその他費用の10%を加算す。

(3) (イ) 1929年以前のものについては National Bureau of Economic Research 推計の國民所得額。

(ロ) 1929年—36年については U. S. Dept of Commerce 推計の個人所得額

(ハ) 1937年については U. S. Dept of Agriculture 推計の個人所得額

により推定す。

(資料) Bean, L. H.: Partly income from farm production, Wash. 1937

(出所) Monthly Bulletin, op, cit. p 12 より引用

第五表 國民所得における農業所得の比重（アメリカ）

年 度	總人口に對する農業人口の比率(%)	國民所得總額に對する農業所得額の比率(%)	一人當所得額（弗）		一人當所得額の比較 (A/B)	一人當所得額の指數		
			農 業 (A)	非農業 (B)		農 業 (a)	非農業 (b)	比 較 (a/b)
1910—14平均	34.0	15.3	140.73	400.83	35.1	100.0	100.0	100.0
1919	30.4	19.7	363.52	652.76	56.0	259.7	163.0	159.3
1921	29.5	8.2	136.49	640.44	21.3	97.0	159.9	60.7
1925	27.2	10.1	230.20	771.09	29.9	163.6	192.6	84.9
1929	25.1	8.6	222.16	791.81	28.1	157.9	197.7	79.9
1930	24.6	6.6	156.52	723.83	21.6	111.2	180.8	61.5
1931	24.7	5.0	98.60	612.17	16.1	70.1	152.9	45.8
1932	24.9	4.0	59.96	479.41	12.5	42.6	119.7	35.6
1933	25.3	6.2	86.61	444.18	19.5	61.5	110.9	55.5
1934	25.2	6.5	101.38	491.43	20.6	72.0	122.7	58.7
1935	25.0	8.2	139.30	517.66	26.9	99.0	129.3	76.6
1936	24.8	8.7	167.41	580.75	28.8	118.9	145.0	82.0
財産利用收入を含む場合								
1933	25.3	6.8	95.38	444.18	21.5	67.8	110.9	61.1
1934	25.2	7.6	120.11	491.43	24.4	85.3	122.7	69.5
1935	25.0	9.1	154.96	517.66	29.9	110.1	129.3	85.2
1936	24.8	9.4	182.50	580.75	31.4	129.7	145.0	89.4

（資料） Bean, L. H. : Parity income etc.

（出所） Monthly Bulletin, op. cit. p. 13

國民所得に於ける農業所得の地位

の購買力を算定し、その比價を測定するように、その方法を修正した。しかしこの第二論文の修正は徒らに繁雜になるだけで實效が伴わない嫌いがあつたために、第三論文（三十七年五月）では、農業と非農業の一人當所得の比較にとよめる簡便な方法に歸つてゐる。この第三論文によつて農業所得の變化をみれば第四表および第五表の通りである。

第四表所載の農業所得額は農務省發表の農業所得に基いたもので、農業外の兼副業所得や農家建物の賃貸料は含んでいない。また農家自家消費物資は生産者價格に基いて評價してある。もし消費者價格で評價換えすれば、相當値上りするものとみられる。したがつてピーンの農業所得額の推計は過少評價のおそれがないわけでもない。かゝる意味で多少の割引をして第五表の統計を讀んでみても、農業と非農業とはその所得に著しい不均衡が存することは明かである。

農業の相對的地位が比較的高かつたといわれる第一次大戰前の一九一〇年より一四年にいたる五十年間においてさえ、農業人口は全人口の三四%を占めていたに拘わらず、その所得は國民所得總額の一五・三%を上回るにすぎなかつた。一九一五年より二〇年にいたる期間は戰爭の影響もあつて農業は相對的には好況をつづけたが、戦後は反動がきて戦前より一層ひどい状態におちた。そして三二年にはどん底におちて、全人口の二五%にあたる農業人口の所得は國民所得總額の僅か四%にすぎない。したがつて一人當所得額の比價についてみれば、農業は他部門の二二・五%に

第六表 國民所得に對する農業所得の比率の變動（アメリカ）

年度	總人口 (千人)	農 業 の 人 口			國民所得稅額に 對する農業所得 の比率		一人當所得額の 比 率	
		千・人	總人口 に對す る比率 (A)	左記比率 (A)の變 動指數 (1850=100)	國民所得 總額に對 する比率 (B)	左記比率 (B)の變 動指數 (1850=100)	農業の國 民所得總 平均に對 する比率 (C)	左記比率 (C)の變 動指數 (1850=100)
1850	23,192	11,680	-50.4	100.0	33.6	100.0	67	100.0
1860	31,443	14,141	48.2	95.6	37.0	110.1	77	114.9
1870	39,818	18,373	46.1	91.5	28.3	84.2	61	91.0
1880	50,156	22,981	-45.8	90.9	27.8	82.7	61	91.0
1890	62,948	26,379	41.9	83.1	21.8	64.9	52	77.6
1900	75,995	29,414	38.7	76.8	18.1	53.9	47	70.1
1909	89,882	32,000	35.6	70.6	18.9	56.2	53	79.1
1910	91,479	32,077	35.1	69.6	18.6	55.4	53	79.1
1911	92,975	32,110	34.5	68.5	17.0	50.6	49	73.1
1912	94,389	32,120	34.0	67.5	17.4	51.8	51	76.1
1913	95,805	32,120	33.5	66.5	16.1	47.9	48	71.6
1914	97,220	32,100	33.0	65.5	16.0	47.6	48	71.6
1915	98,636	32,050	32.5	64.5	16.6	49.4	51	76.1
1916	100,050	31,990	32.0	63.5	17.1	50.9	53	79.1
1917	101,466	31,930	31.5	62.5	19.7	58.6	63	94.0
1918	102,880	31,820	30.9	61.3	20.5	61.0	66	98.5
1919	104,296	31,730	30.4	60.3	20.5	61.0	67	100.0
1920	105,711	31,614	29.9	59.3	16.8	50.0	56	83.6
1921	107,375	31,703	29.5	58.5	12.6	37.5	43	64.2
1922	109,040	31,768	29.1	57.7	12.6	37.5	43	64.2
1923	110,705	31,290	28.3	56.2	12.2	36.3	43	64.2
1924	112,370	31,056	27.6	54.8	12.2	36.3	44	65.7
1925	114,035	31,064	27.2	54.0	12.4	36.9	46	68.7
1926	115,700	30,784	26.6	52.8	10.9	32.4	41	61.2
1927	117,364	30,281	25.8	51.2	11.0	31.2	43	64.2
1928	119,029	30,275	25.4	50.4	10.5	31.2	41	61.2
1929	120,694	30,257	25.1	49.8	10.4	31.0	41	61.2
1930	122,359	30,169	24.7	49.0	8.7	25.9	35	52.2
1931	123,630	30,585	24.7	49.0	7.7	22.9	31	46.3
1932	124,511	31,241	25.1	49.8	7.5	22.3	30	44.8
1933	125,197	32,242	25.8	51.2	9.9	29.5	38	56.7
1934	126,059	32,509	25.8	51.2	10.2	30.4	40	59.7

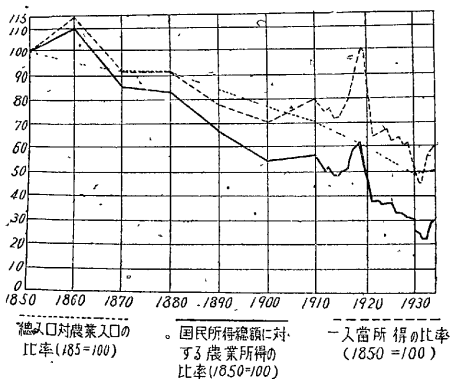
(註) (1) 農業所得の推計は Bean の推計とは異なる。こゝでの推計方式は次の通りである。

農業所得=[粗收入(生産者價格)+農家建物の賃貸料]-[物的費用+租稅+建物に對する負債利子]

(資料) U. S. Dept of Agriculture; Agricultural Adjustment Administration: Agriculture's share in the national income, Wash, 1935

(出所) Monthly Bulletin, op. cit. p. 15.

第三圖 國民所得に對する農業所得の比率の變動(アメリカ)



(出所) Monthly Bulletin, op. cit., p. 16

す農業所得の不均衡は比率において一八%、實數について十一億七千九百萬弗に達している。これに對して、政府補助金は四億八千萬弗放出されている。

農業所得の不均衡は減少してゆく傾向があると指摘する研究家もあるが(たとえば、Manoulesco, M.: *Theorie du Protectionisme et de l'echange international*, Paris, 1929 をみよ)。二十世紀初頭における農業革命の進行の時期を除いては、むしろこの憂うべき傾向は増大しつつあるようだ。農務省農業調整局(Agricultural Adjustment Administration, Dept of Agriculture, U. S. A.) は一八五〇年より一九三四年に至る期間について

(イ) 全人口に對する農業人口の比率

(ロ) 國民所得總額に對する農業所得額の比率

(ハ) 國民一人當平均所得額に對する農業一人當所得額の比率

を算定しているが、その結果を綜合してみると、所得不均衡の傾向は増大の趨勢にあるようだ。すなわち第六表および第三圖「國民所得に對する農業所得の比率の變動」をみよ。

右表によれば一八五〇年より一九三二年までは「所得の不均衡」は大體において漸増の傾向にある。この傾向に對する例外をなしているのは南北戦争、農業技術革命の進行期(一九〇〇年—一九一一年)および第一次世界大戰の三つの時期である。この三期を除いては農業人口の減少、相對的には人口減少を上廻る所得の縮減等の結果、所得の不均衡は増大してきた。たと三二年のどん底

ぎないことになる。その後は次第に恢復に向い、この比率も三年一九・五%、三四年二〇・六%、三五年二六・九%、三六年二八・八%と上昇している。

かゝる農業の過少所得を補つて、とにかくその再生産をつづけたせたものは、政府の補助金であつた。三六年の計數をみると、

以後は多少恢復の傾向があらわれてきている。

三

農業所得に關する統計的分析の結果大きな不均衡の存することが明かにされた。ビーンの調査を紹介したボエカーは、同氏の調査がベツスミステイクにすぎるとはなから注意している。農家自家消費物資の評価、建物の賃貸料および兼副業収入の除外等ビーンの評価は過少な嫌いもあつて、右推計の結果かそのまゝ農業經營の實狀を示めているものとはいへない。現に、第六表所載の農務省農業調整局の推計は國民所得總額對農業所得額の比率であつて、非農業所得額對農業所得額のそれではないが、ビーンの計數よりも相當高い數字をだしている。最悪の三年でもその比率は二二・三%になつてゐる。それは農業所得額の推計方法を異にしているためである。もしこの調整局の推計を、農家自家消費分を消費者價格に評價し直すならば、農業所得の比重は更に高くなるであらう。したがつてこれらの推計は、その推計方法を放れて、無條件に比較しうるものではない。いずれも條件つきの數字であることを忘れてはなるまい。それならばいかなる推計方法に基き、これらの推計にいかなる修正をほどこしたならば、完全な統計がえられるかという問題になると、おそらく何人も自信をもつて正確な解答はなしえないであらう。またかりに完全な統計がえられたとしても、抑々「所得の均衡」とは何であるか、各部門とも同一の平均所得をうるものが「均衡」の實現

國民所得に於ける農業所得の地位

であるのかと問ひ直してみると、疑問が湧いてくる。

農業労働の熟練度や年齢および性別構成を他部門のそれと比較して、所得率にあるウェイトをかけることが望ましいが、これはなか／＼實行困難だ。また農民は食糧や燃料などを自給しうる程度が高いので、その労働の再生産費は都市労働者に較べて低廉である。更に、農業投資は他部門への投資に較べて安全度が高いから、農業利潤は相對的に低率でも引合はらずである。これらの事情を考えると、所得の實質的均衡は實は測定困難である。

加うるに、農業所得の全國的集計は、地域差や階層構成を考慮していないため、實狀に副わない憾みがある。かゝる理由から、右のような「統計的分析」(statistical analysis)と並んで「事例調査」(case study)を行う必要がある。右のビーンの調査が農業所得に關して暗過ぎる結果をたしたのも、一つには南部における特に貧窮した農民の所得狀況を加えて全國平均をたしたためである。その他の地域の農民の所得はそれほど低くはない。農務省農業經濟局のステイン (O. C. Stine) は全國的統計分析を行うよりも、代表的な農家について「標本調査」を行つた方が實狀を正確に把握しうると述べてゐる。(Stine, O. C.: Income parity for agriculture. In: National Bureau of Economic Research, Studies in income and wealth. Vol. I. N. Y., 1937)

農家所得 (Social income of agriculture) を一九三二年から三十七年に亘つて、インディアナ、ミシガンおよびイリノイス三

第七表 インディアナ、ミシガンおよびイリノイス三州における 農家所得調査（一農場當り）

農 業 年 度	酪 農 農 場			酪農耕種兼營農場			耕 種 農 場			
	粗収入	物的費用	所得	粗収入	物的費用	所得	粗収入	物的費用	所得	
イン ディ ア ナ 州	1932—33	2,441	1,520	921	2,264	1,438	826	2,226	1,296	930
	1933—34	3,127	1,134	1,993	3,121	1,317	1,804	2,480	813	1,667
	1934—35	3,098	1,152	1,946	4,213	1,182	3,031	3,903	949	2,954
	1935—36	3,818	1,275	2,543	5,332	1,611	3,721	4,330	1,560	2,770
	1936—37	4,542	1,181	3,361	6,383	1,966	4,417	5,342	1,510	3,832
	1937—38	4,549	1,524	3,025	5,389	2,321	3,068	5,049	1,893	3,156
ミ シ ガ ン 州	1932—33	1,447	1,008	439	1,107	846	261	1,154	646	508
	1933—34	1,502	571	931	1,858	589	1,269	1,976	581	1,395
	1934—35	2,282	554	1,728	2,392	624	1,768	2,571	637	1,934
	1935—36	2,712	1,147	1,565	3,504	1,285	2,219	3,008	915	2,093
	1936—37	3,452	1,342	2,110	4,325	1,521	2,804	4,259	1,130	3,129
	1937—38	3,124	1,536	1,588	3,579	1,579	2,000	3,400	1,295	2,105
イ ス リ ノ イ 州	1932—33	2,313	1,352	961	1,431	753	678	1,415	774	641
	1933—34	3,075	893	2,182	2,852	649	2,203	3,524	783	2,741
	1934—35	3,375	869	2,506	3,533	856	2,677	4,172	805	3,367
	1935—36	4,370	1,039	3,331	3,763	750	3,013	4,405	874	3,531
	1936—37	5,464	1,204	4,260	4,063	844	3,219	5,860	1,013	4,847

國民所得に於ける農業所得の地位

(出所) Deslarzes, J.: Changes in the Profitability of Agriculture etc, Monthly Bulletin etc, year XXXI, No. 3

州の中堅農場（耕地七〇—九〇ヘクタール）について調査した結果が國際農事協會より發表されているから、參考までに次に紹介しよう（Deslarzes, J.: Changes in the profitability of agriculture in Indiana, Michigan and Illinois from 1932 to 1937. In: International Institute of Agriculture. Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology, Rome 1940, year XXXI, No. 3）

調査は三州の酪農農場、酪農耕種兼營農場および耕種農場の三者につき耕地七〇乃至九〇ヘクタールの代表的經營を選んで、その簿記帳を基として實施された。その結果をまとめれば第七表（インディアナ、ミシガンおよびイリノイス三州における農家所得調査）のごとくである。

同表により三州の農家所得が三三年より三七年まで順調に上昇してきたが、三七年秋の不況の結果三八年には（イリノイス州の調査は缺けているが）再び低落しているのを知ることができる。三三年にはアメリカの工業生産は僅かに二、三ヶ月間に三〇％方縮減したが、農業の粗収入は地區によつて違つて二〇％乃至六〇％方減少した。三三年の農業調整法による生産制限と連年の不作の結果、恐慌時の膨大な滞貨が一掃され、農産物価格は一般物價水準を上廻つて上昇した。好調は三六年まで續いた。三六年、三七年は一般の好景氣と豐作の結果農産物の賣行は二四年の記録を凌いだ。かかるに三七—三八年には供給過剰と三七年秋の景氣破綻のために、農産物價格が烈しく低落した。三七年八、九月には農

第八表 農家所得の農家残留率 (%)

		1932-33年	1933-34年	1934-35年	1935-36年	1936-37年	1937-38年
酪農農場	インディアナ	38.11	75.76	75.85	81.11	84.65	78.74
	ミシガン	42.37	75.94	85.56	84.22	87.53	83.82
	イリノイス	39.75	79.42	83.36	81.09	83.29	-
酪農兼耕農場	インディアナ	32.32	79.16	86.37	87.13	87.68	81.23
	ミシガン	14.82	80.69	86.01	87.07	89.16	84.70
	イリノイス	25.66	78.39	83.38	84.96	84.31	-
耕種農場	インディアナ	28.39	78.52	88.15	85.20	85.20	73.92
	ミシガン	47.24	84.09	87.74	87.86	90.70	85.51
	イリノイス	5.15	80.15	85.06	84.40	86.69	-

(出所) Deslarzes, J. op. cit. p. 112

産物物価指数 (一九一〇—一四年平均 100.0) は二一九・八であつたが、三八年一月には一〇〇・四、三月には九四・七におちた。これに對し、農業賃金指数は三六年の一一一より三七年には一二六に昇り、租税指数は同期間に一八二より一八七へ、また農家必需物資物価指数は一二六より一三五へ夫々上昇した。三七一—三八年度はかくて農産物の賣行も相當にあり政府の補助金支出も増したに拘らず農家所得は減少した。かゝる農業經濟の景氣變動が前掲表のうちに明らかに看取される。

農家所得はすべて農家の手取となるのではない。所得は粗收入から、物的費用を差引いた額であるから、雇用労働賃金、公租公課、負債利子等はこれから支拂われねばならない。かゝる支出が多ければ、たとえ農家所得額が高くとも、農家の収益は少くなる。しかるに恐慌時にはこの所得の流出率が極めて高く、甚しき (三二—三三年のイリノイスの耕種農場では) 九四・八五%に達していた。この流出率も三六—三七年には著しく減少し、最低 (ミシガンの耕種農場) 九・三〇%になつてゐる。三七—三八年には流出率は再び増大している。その趨勢を示せば第八表 (農家所得の農家残留率) の通りである。これはニュー・デール農業政策の輝かしい成果の記録である。租税の低減、負債の整理が効果をあげたのである。

四

第九表 國民所得に對する農業所得の比重(ドイツ)

農業年度	實 質 所 得 (十億マルク)			國民所得總額に對する農業所得の比率 (%)	國民經濟に對する農業の寄與率 (%)
	總 人 口	農 業	非 農 業		
1924—25	54.3	10.9	43.4	20	28
1925—26	56.5	11.0	45.5	20	28
1926—27	59.4	10.1	49.3	17	28
1927—28	65.7	10.3	55.4	16	27
1928—29	68.0	11.7	56.3	17	26
1929—30	64.8	11.3	53.5	17	27
1930—31	55.9	10.0	45.9	18	28
1931—32	45.3	8.8	36.5	19	30
1932—33	41.5	7.6	33.9	18	31
1933—34	45.1	8.9	36.2	20	30
1934—35	51.0	10.4	40.6	20	28
1935—36	56.1	10.5	45.6	19	27
1936—37	60.9	10.9	50.0	18	25
1937—38	64.4	11.2	53.2	17	24

國民所得に於ける農業所得の地位

(出所) Hugo Böker: Agriculture's share etc, Monthly Bulletin, op. cit. p 20

六八

次にドイツの農業所得調査をみよう。一九二九年ミンテンゲルはウルテンベルヒの小作農の所得について廣般な調査の結果を發表して世人の注意をひいた。(Munzinger, A.: Der Arbeits-ertrag der bauerlichen Familienwirtschaft. Berlin, 1929)。

次いでワーゲマンが農業の國民經濟に對する寄與とその所得との間に不均衡が存することを指摘した。(Wagemann, E.: Beziehungen zwischen Landwirtschaft, Industrie und Verbrauch. In: Mitteilungen der deutschen Landwirtschaftsgesellschaft, 48 Jahrgang, nr. 7, Berlin, February 18, 1933.)

かれの研究によれば、一九二六年より三〇年にいたる期間において、農業は國民經濟に對して少くとも二五%の寄與をなしたに拘らず、その所得額は國民所得總額の僅か一五%にしか達しない。明らかに農業の過少所得なる事實が存する。

この問題に對して、バウマン(Bauer, W.)とドレーマン(Dehen, P.)とが協力して、廣般な調査資料を蒐集し、統計的分析を行つた(Bauer, W. und Dehen, P.: Landwirtschaft u. Volkseinkommen. In: Vierteljahrshft zur Wirtschaftsforschung, 13 Jahrgang nr. 4, 1928-39)。

その成果が簡明なエカールの報告のうちに紹介されているので、以下この紹介にしたがつて、「農業の過少所得」の事實を窺つてみよう。

第九表「國民所得に對する農業所得の比重」はこの農業所得の過少性を集中的に表現している。ここでは國民所得と農業所得と

を比較するために、いずれも「實質所得」をとつた。すなわち統計局發表の國民所得額より個人所得とならざる部分（官公業の純所得、ある種の財政支出等）を差引いた。また農業所得中自家消費分は生産者價格で計上してあるのを、消費者價格に評價換算するために、この部分については、六二%の評價増を見込むこととした。この六二%という計數は、三七—三八年度の調査に基いて算定されたものである。他年度についても、この比率が不變であるとの假定の下に、右の評價換にはこれをそのまま適用した。この評價換による増加分は三七—三八年度において十九億七千萬マルクであつた。この所得増は國民所得總額にも勿論追加された。他年度についても同様の修正が加えられた。この評價換によつて農業所得は略々二〇%方増加している。更に、國民所得ならびに農業所得から租税分は差引かれた。かゝる修正の結果、直接消費と貯蓄に充當せられる所得がえられた。そして農業所得の國民所得に對する比率を算出した。この比率を農業の國民經濟に對する寄與率と比較しようとする。

ところでこの寄與率を測定することは實は極めて困難である。こゝでは勞働の質的差異を捨象して、有業人口の比率をもつて、この寄與率を算定した。この寄與率は、二四—二五年より三七—三八年にいたる期間中においては、不況の烈しかった三二—三三年が最も高く三一%に達している。その後産業活動の恢復とともに、この比率は恐慌以前の水準以下におち、三七—三八年には二四%になつてゐる。

國民所得に於ける農業所得の地位

調査年度のすべてを通じて、所得率は寄與率を下廻つてゐる。そしてその開きは三二—三三年が最も大きく、その後漸次縮小してゐる。その趨勢は前掲表についてみられたい。

かくて三二—三三年には農業は三一%の寄與をなしたが所得は二八%しかえられない。三七—三八年においても二四%の寄與に對して所得は一七%にすぎない。こゝに明確に農業の過少所得の事實が存する。

この調査はさきのビーンの調査とその推計方法を異にしてゐる。直接消費と貯蓄に充當せられる「實質所得」をとつた點と農家自家消費分を消費者價格で評價換した點と、この二つの條件の相異によつてビーンの推計に較べると、農業の所得率が相當高くなつてゐる。ビーンの推計を、これと同じ修正方法によつて加工すれば、その所得率もかなり大幅に上昇するであらう。

このように「統計的分析」は加工の仕方とその結果に相當の開きかてくるので、これだけからは、農家所得の實狀を明確にすることはできない。やはり地區別、階層別の代表的な農家經營に關する「標本調査」によつて補充されねばならない。

かゝる農家所得調査の一例として

Deslazes, J.: Social Income of Agriculture in Europe.
In: International Institute of Agriculture: Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology, Rome 1938
year XXIX Nos. 10, 11 & 12

のうちより、ドイツに關する調査結果だけを紹介しておく。すな

第十表 農家粗収入と經營費(ドイツ)

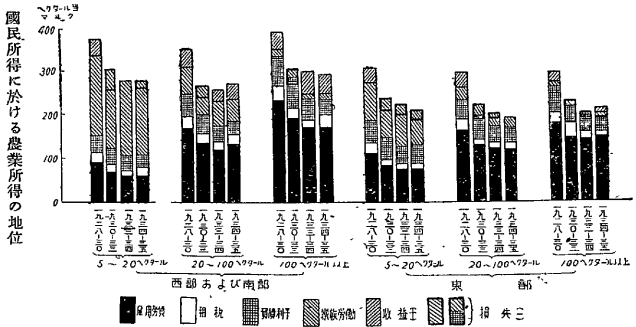
農・場・規・模	經 營 費		粗 收 入	
	ヘクタール當 マルク	指 數	ヘクタール當 マルク	指 數
西部および南部				
5~20ヘクタール				
1928—30年	553	100.00	589	100.00
1930—33	469	84.81	456	77.42
1933—34	424	76.67	456	77.42
1934—35	452	81.74	469	79.63
20~100ヘクタール				
1928—30年	512	100.00	551	100.00
1930—33	419	81.83	437	79.31
1933—34	380	74.22	436	79.13
1934—35	422	82.42	484	87.84
100ヘクタール以上				
1928—30年	569	100.00	607	100.00
1930—33	454	79.79	488	80.39
1933—34	410	72.06	496	81.71
1934—35	439	77.15	514	84.58
東 部				
5~20ヘクタール				
1928—30年	393	100.00	423	100.00
1930—33	319	81.17	335	79.20
1933—34	302	76.84	319	75.41
1934—35	303	77.10	318	75.18
20~100ヘクタール				
1928—30年	392	100.00	418	100.00
1930—33	303	77.30	319	76.31
1933—34	293	74.74	329	78.71
1934—35	301	76.78	336	80.38
100ヘクタール以上				
1928—30年	390	100.00	409	100.00
1930—33	315	80.77	321	78.48
1933—34	305	78.20	344	84.11
1934—35	326	83.59	368	89.97

國民所得に於ける農業所得の地位

七〇

(出所) Deslarzes, J. : Social Income of Agriculture in Europe. In
Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Sociology,
year XXIX, No. 11, p. 522

第四圖 農家所得の構成(ドイツ)



(出所) Deslarzes, J.: op.cit p. 520

わが次の第十表「農業粗収入と經營費」および第四圖「農家所得の構成」をみられたい。

以上紹介した農業所得の調査はその國民所得總額における相對的地位を分析したものである。農業所得の相對的地位を評價したものではない。したがつて國民一般の所得水準を確めることなくして、農業所得の實質的大きさを云爲すべきでないことはいうまでもない。アメリカの農業所得が他部門に比較して低位にあるかちといつて、國際的水準からみて、低いという結論はでてこないことは、今更贅言するまでもない。他部門の所得がきわめて高いから「相對的」に低くなつてゐるのだといえる。またアメリカの農業の進歩が停滯してゐるわけでもない。農業は明らかに進歩してきたが、その速度が他産業のそれに比較して「相對的」に緩慢であつたのである。この「不均衡」も恐慌以後の適切な施策によつて、次第に好轉してきたことは、前記インディアナ・ミシガン・イリノイス三州の農家經濟調査によつて、明らかに知りえた通りである。

かゝる意味からいつても、農業經濟の實相をつかむためには、農業所得の循環過程の分析が大切である。この分析によつて初めて、農業所得がいかなる規模の再生産を維持し、かついかなる程度の生活水準を可能ならしめてゐるかが明らかになるからである。農業所得の分析がこの方面に深化されてゆくことを望んでやまない。(研究員)